

大 監 第 6 4 号  
平成18年 9 月 8 日

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 18 年 8 月 10 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 18 年 7 月 4 日以来の報道及びその後の調査により、以下に掲げるような市の損害が明らかになった。

- （1）平成 17 年 2 月に社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対しヘルパー退職金の追加補助の名目で交付された補助金 1 億 5,000 万円（以下「補助金 A」という。）については、健康福祉局長以下同局職員が、市社協の関係役員らと共謀して不実の補助金申請をさせ、虚偽の公文書の作成・行使によって支出されたものであり、これにより、大阪市は 1 億 5,000 万円を詐取され損害を被った。当該補助金は平成 17 年 4 月に返還されているが、1 億 5,000 万円の詐取の被害そのものはなくなっていないし、少なくともこの間の利益相当の損害金が発生している。
- （2）平成 17 年 4 月以降に浪速医療生活協同組合芦原病院（以下「旧芦原病院」という。）に対し交付された不実の補助金計 7 億 9,300 万円（以下「補助金 B」という。）については、健康福祉局職員と旧芦原病院役職員らの虚偽の申請、虚偽の公文書の作成・行使によって 4 月 1 日に 6 億 3,000 万円、同月 27 日に 9,700 万円、4,800 万円及び 1,800 万円の各々の決裁がなされ、複数回に分けて前金払いで支出されたもので、本来の補助金交付申請とはかけ離れた乱脈支出であり、結局回収不能な損害になっている。

これら（1）及び（2）について、市長に対し、市の被った損害を市長自らも含めた関係者に返還させるよう求める。

なお、厳密に言えば公金支出時から本監査請求時で1年余を経過しているが、本件はいずれも隠された犯罪事実であり、本請求には正当事由がある。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

### (1) 損害の発生について

地方自治法（以下「法」という。）に定める住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的とするものである。

請求人は、補助金Aについて、詐取の被害そのものはなくなっていない旨主張しているが、補助金Aについては、平成17年4月13日付けで本市に全額戻入されており、損害の発生する関係にないことは明らかである。併せて、請求人は、この間の利益相当の損害金が発生している旨主張しているが、既に補助金Aの支出から戻入に至るまでの間の運用益相当額として、本件請求が提出された後の平成18年8月28日、関係者から103,407円が本市に補填されており、住民監査請求の目的が果たされたと解される。

### (2) 請求期間と正当な理由について

法第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、請求することができる。とされている。

請求人は、請求の期間徒過を自ら認め、本件はいずれも隠された犯罪事実であるとして正当事由を疎明するところ、また、違法不当事由として、健康福祉局職員と旧芦原病院役職員らの虚偽の申請、虚偽の公文書の作成・行使による本来の補助金交付申請とはかけ離れた乱脈支出であり、結局回収不能な損害になっている旨主張していることからすると、請求人は、虚偽の申請等に基づく旧芦原病院への補助金Bの交付決定そのもの、すなわち支出負担行為の違法又は不当性を主張するものと解される。そうすると、監査請求期間は、支出負担行為がなされた平成17年4月27日から計算すべきと解され、既に1年を経過している。

そこで、補助金Bについて、監査請求期間である1年を経過していることに正当な理由が認められるかどうかについて次に検討する。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査し尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成14年9月12日最高裁判決）。

すなわち、正当な理由を判断するためには、相当の注意力による調査を必要とし、住民なら誰でも閲覧等できる情報については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、

住民が積極的に調査することを当然の前提としているものと解される。

この点、請求人は平成 18 年 7 月 4 日以来の報道及びその後の調査により当該行為が判明した旨主張しているが、旧芦原病院に対して平成 17 年度に運営費補助金、建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金が交付されたこと、関係書類が虚偽のものであることなど本件請求の内容に関わっては、平成 18 年 4 月 27 日以来、旧芦原病院に対する補助金について市長から監査要求（同月 28 日付け）がなされたことも相まって、随時新聞報道等がなされていたことが認められる。

そうすると、補助金Bに係る本件請求は、誰でも知り得る状態になってから3か月半近く経過してからなされたものであり、住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的に見て本件請求の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内になされたものと言うことはできず、当該行為のあった日から1年を経過していることについて正当理由は認められない。

以上のことから、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。